

施設基準『厚生労働大臣の定める掲示事項』は、下記のとおりです。

※関東信越厚生局長への届出に関する事項

当院では、以下の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

■特掲診療料

- ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・外来ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・外来ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5（継続賃上げ）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1 2（継続賃上げ）
- ・電子的診療情報連携体制整備加算3
- ・短期滞在手術等基本料1

■その他

- ・酸素の購入価格の届出

〈施設基準で定められた事項〉

「電子的診療情報連携体制整備加算」について

当院は診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。また、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています

「一般名処方加算」について

現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。

なお、令和6年10月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。

（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。）
ご不明な点等ありましたら受付までお声掛けください。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨お申し出ください。